平成２２年（フ）第６０７９号
千葉県千葉市若葉区千城台東１－４－307、住民票上の住所千葉県袖ヶ浦市神納1126－19
債務者　宮本　玉枝
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２２号
熊本県菊池市野間口542番地11
債務者　石島　浩代
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２５号
熊本市植木町鐙田1645番地14
債務者　鬼塚　清満
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２６号
熊本市植木町鐙田1645番地14
債務者　鬼塚　信子
1　決定年月日時　平成22年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２２年（フ）第２３号
栃木県小山市大字犬塚998番地108　レオパレスサラ104号、従前の住所栃木県大田原市1074番地２
債務者　大森　雄介
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月15日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第４６号
栃木県小山市大字粟宮1346番地２
債務者　山本　洋子
1　決定年月日時　平成22年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月22日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２９号
栃木県大田原市新富町２丁目３番35号
債務者　木佐美俊之
1　決定年月日時　平成22年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第７５１号
宮城県仙台市青葉区北山１－３－７、住民票上の住所山口県下松市潮音町４丁目９－11
破産者　橋本　佳久（旧姓前田）
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６５号
北海道札幌市東区東苗穂10条２丁目２－17
破産者　三上眞希子
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６７号
新潟県新潟市北区すみれ野１丁目１－21－207
破産者　近藤　大輔
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７７１号
東京都練馬区北町２丁目30－10－206
破産者　遠藤こずえ
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第８７１号
沖縄県名護市字伊差川295－205
破産者　森　　由美（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７３号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内1220－２　セレーノ21Ｂ－202
破産者　飯田　照雄
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７４号
埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字上内1220－２　セレーノ21Ｂ－202
破産者　飯田もと子
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９９４号
東京都葛飾区東金町１丁目40－７－601
破産者　奥田　　斉
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０２３号
東京都大田区山王２丁目42－22－205
破産者　山口佐江子
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５１号
福岡県大野城市錦町３丁目５－37
破産者　神納　嘉彦
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５８号
神奈川県横浜市瀬谷区五貫目町25－38
破産者　星野　記良
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６０号
東京都八王子市南大沢３丁目４－７－101
破産者　大場　和子
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０８４号
大阪府豊中市曽根南町３－18－６、住民票上の住所大阪府豊中市服部西町２丁目７－８
破産者　長内　直子（旧姓小高）
1　決定年月日　平成22年４月２日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部